

ハートフォードの

# レガート

積立利率変動型個人年金保険Ⅱ型(米ドル建)

引受保険会社



ハートフォード生命保険株式会社

ハートフォードの

# レガート

~Legato~

積立利率変動型個人年金保険Ⅱ型(米ドル建)

## 米ドル建個人年金保険のリスクと手数料について

この保険は、保険金等のお受取時における為替レートにより円換算した保険金等の額が、ご契約時における為替レートにより円換算した保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

この保険は、市場金利※に応じた運用資産の価格変動が解約払戻金に反映されるため、市場金利の変動により解約払戻金額が既払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

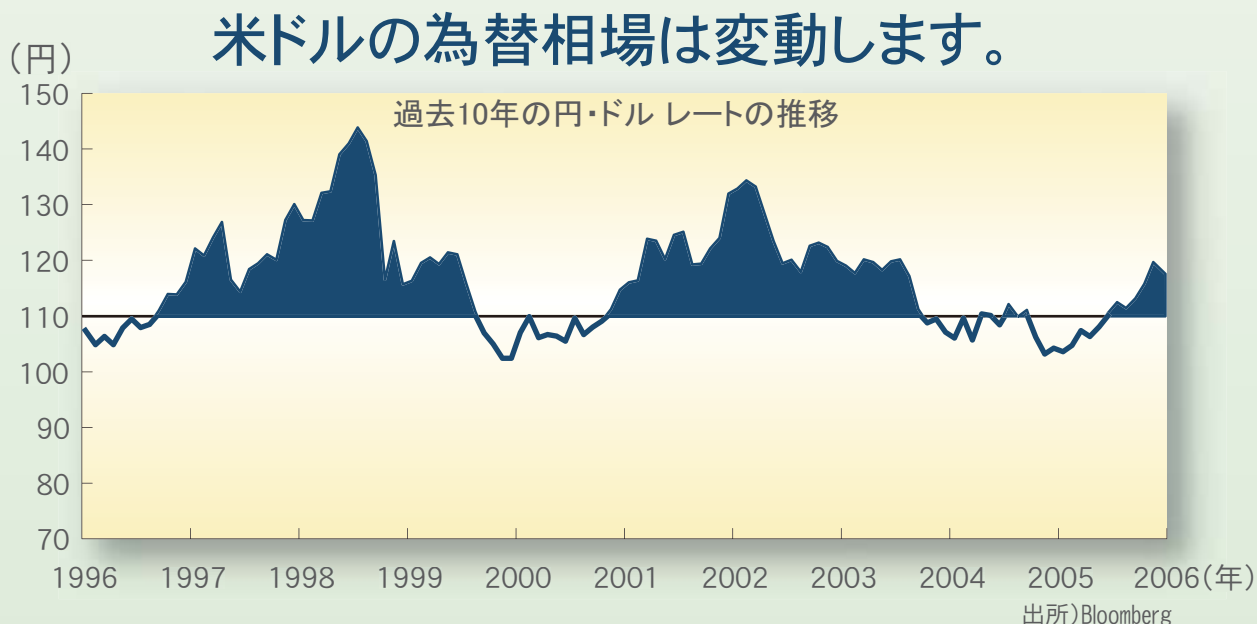
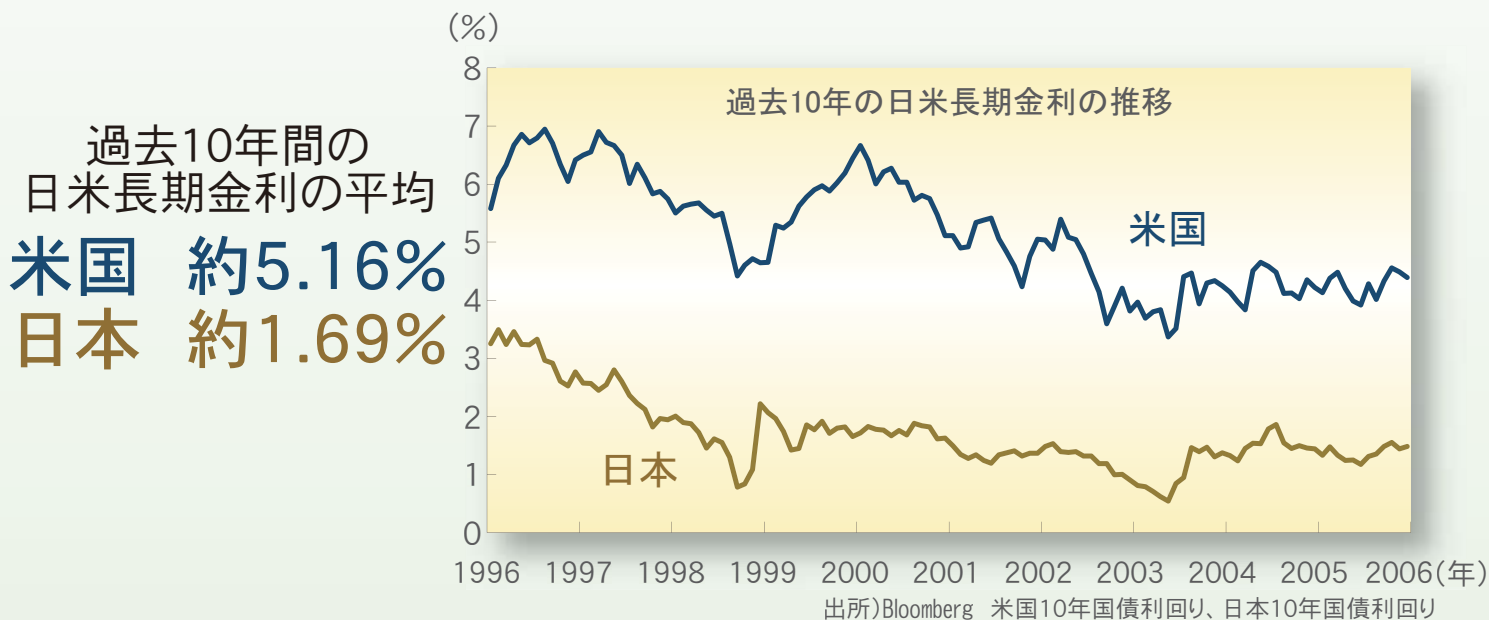
具体的には、中途解約時の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、解約払戻金は減少し、逆に、下落した場合には増加することがあります。

※対象となる期間が1年のときはLIBOR[ロンドン銀行間取引金利](米ドル)、対象となる期間が2年以上のときは金利スワップレート(米ドル)を指標とします。ただし、LIBOR(米ドル)または金利スワップレート(米ドル)が消滅する等、上記指標を市場価格調整率の計算に用いることが適切でなくなった場合、ハートフォード生命は事前の予告なく変更することがあります。

- この保険は預金等ではなく、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
- 外国為替手数料:  
円貨を外貨に替えるレート(保険料円入金特約為替レート)と外貨を円貨に替えるレート(円支払特約為替レート)に含まれる当社所定の手数料です。(例:1米ドルあたり片道0.6円/往復1.2円)
- 契約時費用:  
ご契約の新規成立・維持等や死亡の保障等をするための費用です。ご契約時、一時払保険料に対して契約時費用率(利率保証期間5年:4%、利率保証期間10年:6%)を乗じて計算した金額が控除されます。
- 更新時費用:  
利率保証期間の更新時の資産残高に対して更新時費用率(更新後の利率保証期間1年:0.1%、更新後の利率保証期間5年:3%、更新後の利率保証期間10年:5%)を乗じて計算した金額が控除されます。
- 年金管理費:  
年金支払の管理にかかる費用です。  
年金の受取期間中、年金額に対して1%の割合で責任準備金から年金受取時に控除されます。
- この商品にかかる費用の合計額は、「運用期間中の費用(「契約時費用」「更新時費用」)」と「年金受取期間中の費用(「年金管理費」)」の合計額となります。特定のお客さまには、「外国為替手数料」がかかります。

# 米ドル建でしっかりふやす

■世界で最も使われている通貨は米ドル  
しかも、過去10年間では日本より高金利。  
(1996年1月～2005年12月)



生命から

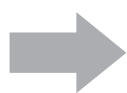
# 年金「レガート」をお届けします



しっかり  
ふやす

米ドル建て一時払保険料相当額が利率保証期間満了時に保証され、ご契約時に年金原資が確定します。  
固定利率の複利運用で資産をしっかりとふやせます。

利率保証期間中、運用益を毎年受け取ることもできます。



使える  
自動引出



## この商品の引受保険会社は ハートフォード生命です

### ハートフォード生命保険株式会社について

ハートフォード生命保険株式会社は米国ハートフォード・グループの一員として、2000年12月に日本における営業を開始しました。

#### ・変額年金でトップクラスの実績

ハートフォード生命は、2007年3月末の特別勘定資産残高が3兆6,646億円となり、日本でトップクラスの実績をあげています。

#### ・日本全国へ広がる販売ネットワーク

ハートフォード生命は、全国の銀行、証券会社等と提携して商品とサービスを提供しており、そのネットワークは日本全国に及んでいます。

#### ・変額年金先進国、米国でトップクラス

米国ハートフォードは、米国における変額年金の販売額においては、1993年から2004年までの12年間第1位を築いてきました。また2006年12月末の変額年金の資産残高では、第1位となっています。

出所:変額年金調査統計サービス(VARD S)、教職員退職年金ファンドおよび社内契約販売分を除く

#### ・米国で築いた信頼と実績

米国ハートフォードは設立からおよそ2世紀にも及ぶ長い歴史を誇り、米国において最も由緒ある保険および金融サービスの大手としてお客さまの信頼を集めています。



# ハートフォード生命の「レガート」はライフ

利率保証期間中

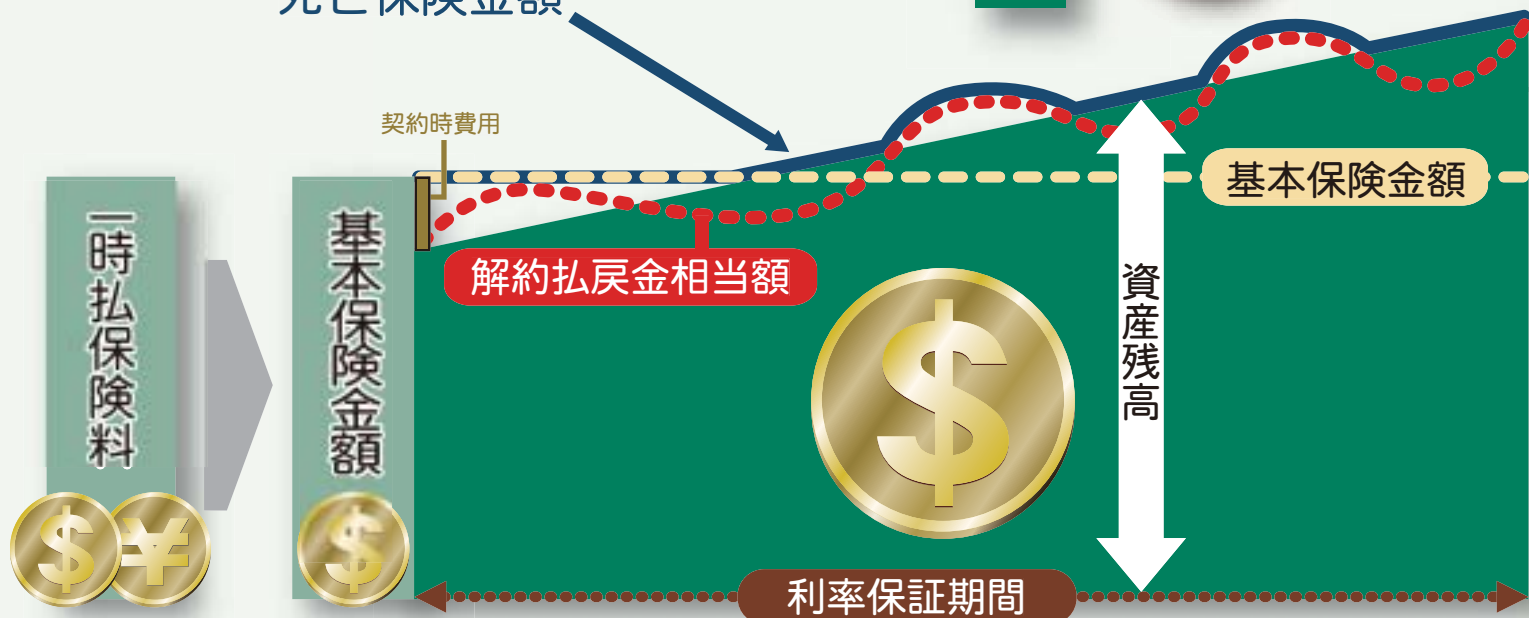
## 利率保証期間は 5年・10年より選べます。



毎年受け取れる自動引出も選べます



死亡保険金額



契約日

運用期間

### 【契約の取扱】

契約年齢 0～80歳  
保険料払込方法 一時払のみ  
基本保険金額 20,000ドル以上1セント単位  
利率保証期間 5年・10年  
(更新時に、1年・5年・10年より選択)

※更新時に選択できる利率保証期間は、当社により将来変更される可能性があります。

お手軽な、円での入金・支払も選択できます。

●保険料円入金特約  
一時払保険料を円で支払うことができます。

●円支払特約  
円で年金・死亡保険金・解約時の払戻金・自動引出のお受け取りができます。

※当社所定の為替レートをを用いて円貨に換算いたします。

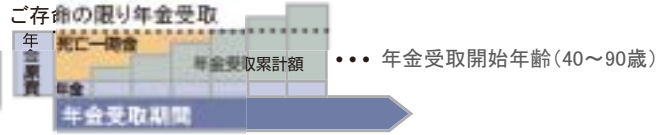
# プランに合わせた**選択肢**があります

## 利率保証期間満了後

### 年金の受取



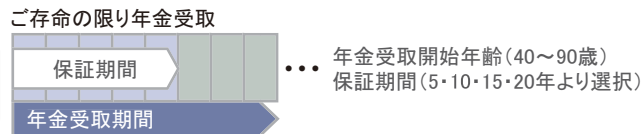
一時金付  
終身年金



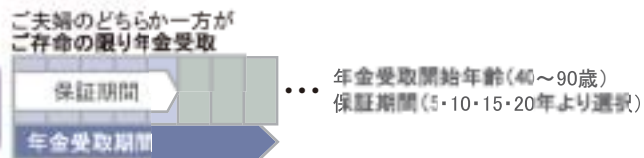
確定年金\*



保証期間付  
終身年金\*



保証期間付  
夫婦年金\*



一括受取

年金受取開始時に年金受取に代えて、未払年金現価を一括受取できます。

\*保証期間中(確定年金では年金受取期間中)、被保険者(保証期間付夫婦年金ではご夫婦の両方)がお亡くなりになった場合、未払年金現価を死亡一時金として受け取ることができます。

年金額は、ハートフォード生命の定めるところにより、年金受取開始日前日の資産残高をもとに、年金受取開始日における基礎率(予定利率・予定死亡率等)により計算した金額となります。したがって、ご契約時点では年金額は確定していません。

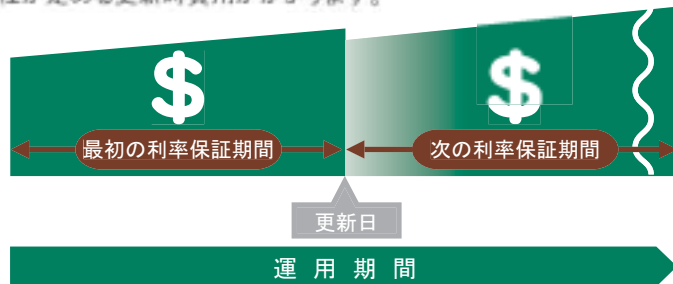
### 選べる 受取方法

### 期間の更新

■資産運用を継続したい場合には、更新することができます。

利率保証期間満了前の一定期間に1年・5年・10年から利率保証期間を選択し、更新日の新たな積立利率で運用することができます。

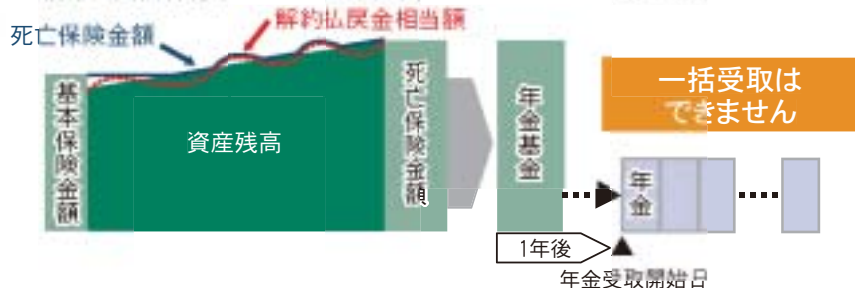
\*更新には、当社が定める更新時費用がかかります。



### 資産を のこす

■相続年金支払特約により次の世代に資産(死亡保険金額)を年金でのこすことができます。

\*相続年金支払特約は、当社の定める条件により付加することができます。

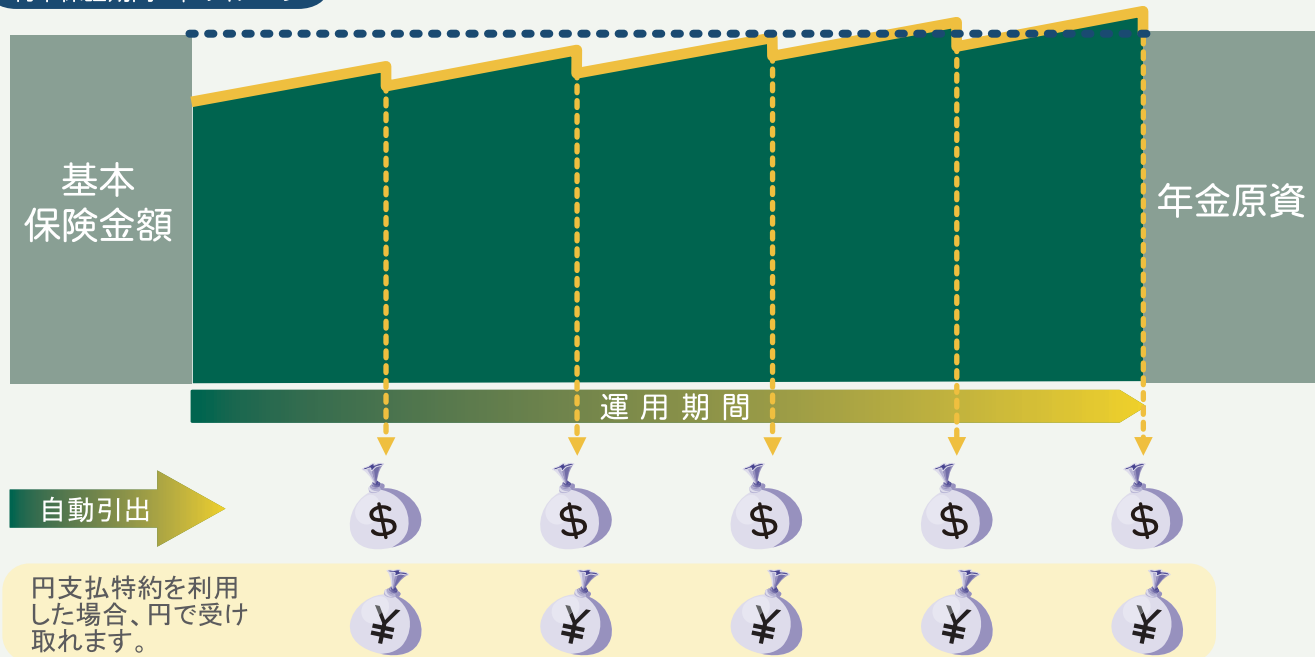


## ■毎年受け取れる自動引出

運用益を毎年受け取ることもできます。

- ・自動引出を毎年利用した場合には、利率保証期間満了時の年金原資は基本保険金額と同じになります。
- ・市場価格調整は適用されません。
- ・自動引出を選択するには、基本保険金額が50,000ドル以上必要です。

利率保証期間5年のイメージ



## ■死亡保険金について

被保険者が年金受取開始日前にお亡くなりになられた場合、次のうち最も大きい額を支払います。

- 基本保険金額
- 死亡日の資産残高
- 死亡日の解約払戻金相当額

※利率保証期間更新後の基本保険金額は、前回の利率保証期間満了時の資産残高となります。

配偶者契約継続

死亡保険金額のうち、配偶者がお受け取りになる金額を一時払保険料として契約時費用が差し引かれることなく新たなご契約を開始することができます。ただし、契約者と被保険者が同じであるご契約に限ります。

## ■解約・一部解約

解約時期や市場金利に応じて、解約時の払戻金額が変動します。

- 解約日が利率保証期間最終日から30日前までの場合  
払戻金額 = 解約日の資産残高
- 解約日が上記以外の場合  
払戻金額 = 解約日の資産残高 × 市場価格調整率
- 1回の一部解約請求額は、1,000ドル以上とします。
- 一部解約後の資産残高が20,000ドル未満となる場合、一部解約はお取り扱いできません。

### 市場価格調整と解約による払戻金について

解約による払戻金は、解約時期や市場金利に応じて増減することがあります。

この商品は市場金利の変化等により生じる運用資産の時価変動を払戻金に反映させるため、解約または一部解約等の際に、所定の方法により払戻金の金額を調整します(市場価格調整)。その結果、解約時または一部解約時等の市場金利によって払戻金が増加または減少することがあります。

積立利率および為替レートは、次の方法でご確認いただけます。

- 募集代理店へのお問い合わせ
- ハートフォード生命のホームページで  
ホームページアドレス・・・<http://www.hartfordlife.co.jp>

## ■相続年金支払特約について

死亡保険金額を年金基金に充当して、毎年定額の相続年金をのこすこともできます。

- ・相続年金は相続年金受取人のお申し出があっても一括で受け取ることはできません。
- ・死亡保険金額の年金基金への充当割合は100・75・50・25%の範囲で選択できます。
- ・相続年金受取開始日は、被保険者がお亡くなりになった日の1年後です。

相続年金受取期間を契約者が5・10・15・20・25・30・35・36年から選択できます。  
期間満了時の相続年金受取人の年齢は105歳までとなります。

相続年金支払特約を付加した場合の年金受給権の評価(定期金に関する権利の評価)は、次の算式により計算されます(相続税法第24条)。

$$\text{年金受給権の評価額} = \text{相続年金受取総額} \times \text{相続年金の評価割合}$$

(相続年金額×残存期間)

相続年金の 評価割合	残存期間	5年以下	5年超～ 10年以下	10年超～ 15年以下	15年超～ 25年以下	25年超～ 35年以下	35年超
	相続年金受取総額 に対する割合	70%	60%	50%	40%	30%	20%

## ■税金のお取り扱いについて

- この保険の税務取扱は米ドルを円換算して行います。

米ドル建の生命保険の税務取扱に際しては、米ドルを円換算した評価額を用いて、円建の生命保険と同様に行います。税務取扱上の円換算に用いる為替レートは、一般に次の為替レートを円換算するものとされています。

科目	円換算基準日	適用為替レート
保険料	保険料受領日	TTM(対顧客直物電信売買相場仲値)
年金	年金受取日	TTM(対顧客直物電信売買相場仲値)
死亡保険金	[相続税の対象となる場合]被保険者の死亡日	TTB(対顧客電信買相場)
	[所得税の対象となる場合]死亡保険金の受取日	TTM(対顧客直物電信売買相場仲値)
払戻金	解約日(一部解約日)	TTM(対顧客直物電信売買相場仲値)

◇保険料円入金特約を付加した場合は実際に円で払い込んだ保険料により、円支払特約を付加した場合は実際に円で受け取った年金等の額により、税務計算を行います。

◇確定年金を選択し、ご契約日から5年以内に解約した場合、米ドルを円換算した評価額(保険料円入金特約・円支払特約を付加した場合は円実額)で利益が発生していれば源泉徴収の対象となります。

- 「一般の生命保険料控除」の対象となります(個人年金保険料控除の対象とはなりません)。

- 死亡保険金の相続税非課税枠が利用できます。

$$\text{死亡保険金の相続税非課税枠} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人数}$$

他のすべての死亡保険金と合算して、上記の金額までは相続税がかかりません。

**!** 上記の税金のお取扱いは、平成19年7月現在施行中の税制によるものです。したがって、将来変更される場合がありますのでご注意ください。なお、個別の税金のお取り扱いの詳細につきましては、所轄の税務署等にお問い合わせください。

### 為替変動に伴うリスクについて

**この商品は米ドル建ですので、為替変動リスクがあります。**

この商品にかかわる保険料の払込および年金・死亡保険金、解約時の払戻金等(以下「年金等」といいます。)の受取は、すべて米ドルで行います。為替レートは時々の為替相場により異なるため、将来の受取時点における為替レートで円換算した年金等の額が、ご契約時の為替レートにより円換算した保険料の額を下回る場合があります。この為替変動リスクは契約者及び各受取人に帰属します。

なお、「保険料円入金特約」「円支払特約」の付加により、米ドルでの金銭の授受をハートフォード生命所定の為替レートで換算した円貨額で行うことができます。お申し込みの際は、商品内容とリスクを充分にご理解のうえ契約者ご自身の判断と責任においてお申し込みください。

#### 為替リスクの例

加入時(ドル購入時)

ドル換算レート:100円

1,000万円

→ 10万ドル

受取時(円購入時)

(円安)円換算レート:110円 1,100万円

為替差益

(円高)円換算レート: 90円 900万円

為替差損

この商品は投資リスクがあるため、保険料を借入金で調達することを前提としたお申し込みについては、お取り扱いできません。

## 「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）／ご契約のしおり・約款」の 説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことについてご説明しています。  
必ずご一読いただき、内容を充分にご確認のうえ、後日お送りする保険証券と共に大切に保管し、ご活用ください。

「レガート」はハートフォード生命保険株式会社の積立利率変動型個人年金保険Ⅱ型（米ドル建）の商品名です。  
ハートフォード生命保険株式会社は、募集代理店と募集代理店委託契約を締結し、募集代理店の生命保険販売資格を持つ生命保険募集人を通じて積立利率変動型個人年金保険を販売します。

■この保険商品のご購入の検討にあたっては、必ず生命保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。

## 生命保険募集人について


募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとハートフォード生命保険株式会社との保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約の締結の代理権および告知受領権はありません。  
したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してハートフォード生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。また、募集代理店は取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。

## 募集代理店からのお知らせ — 生命保険契約の当行でのお取り扱いにあたって —

- ・本保険商品のお申し込みの有無が、当行におけるお客さまの他のお取り引きに影響を与えることはございません。
- ・保険料に充当するための借入を前提としたお申し込みは、お受けできません。
- ・本保険商品はハートフォード生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金ではありませんので預金保険の対象とはなりません。

### [募集代理店]

株式会社但馬銀行

 0120-164-230（たんぎん相談ダイヤル）

### [引受保険会社]

ハートフォード生命保険株式会社

〒105-0001

東京都港区虎ノ門4-3-20

神谷町MTビル3階

TEL：03-5777-8684（ハロー・ハートフォード）

http：[//www.hartfordlife.co.jp](http://www.hartfordlife.co.jp)